

2026年度 後期授業料免除（経過措置）の申請について

1. 受付期間・場所・方法

	常 三 島 地 区 (総合科学部・理工学部・生物資源産業学部)	蔵 本 地 区 (医学部・歯学部・薬学部)
期 間	2026年9月8日（火）～9月24日（木）	
時 間	9時～17時（12～13時の間を除く。）	
場 所	教養教育4号館1階	医学基礎A棟1階
申 請 方 法	1. 必要書類を準備する。 ※必要書類の詳細は4頁以降参照 2. 本人調書を作成する。 WEB入力必要（上記期間内） 教務システムにログインし、 授業料免除タブから入力してください。 3. <u>本人調書と必要書類を提出する。</u>	1. 必要書類を準備する。 ※必要書類の詳細は4頁以降参照 2. 本人調書を作成する。 WEB入力必要（上記期限内） 教務システムにログインし、 授業料免除タブから入力してください。 3. <u>本人調書と必要書類を提出する。</u>
提 出 方 法	【直接提出する場合】 教養教育4号館1階（西詰）学生支援課 経済支援係で受付します。（予約不要） 【郵送にて提出する場合】 レターパックライト（簡易書留不可）にて 申請書類一式を下記宛先へ郵送してください。 ・宛先 〒770-8502 徳島市南常三島町1丁目1番地 徳島大学学務部 学生支援課経済支援係 宛 ※朱書きで「授業料免除（経過措置） 書類在中」と記載すること。 ・提出期間 受付期間中であること。 ※最終日は当日消印有効	【直接提出する場合】 医学部基礎A棟1階医学部学務課学生係で 受付します。（予約不要） 【郵送にて提出する場合】 レターパックライト（簡易書留不可）にて 申請書類一式を下記宛先へ郵送してください。 ・宛先 〒770-8503 徳島市蔵本町3丁目18番地の15 徳島大学蔵本事務部 医学部学務課学生係 宛 ※朱書きで「授業料免除（経過措置） 書類在中」と記載すること。 ・提出期間 受付期間中であること。 ※最終日は当日消印有効

※提出期間を過ぎた場合は、いかなる理由があっても受理しません※

やむを得ない理由により提出期間内に提出できない場合は、事前に各地区の担当窓口に相談してください。提出期間後の受付は一切行いません。

2. 申請方法について

【後期新たに申請する方】

○申請内容のWEB入力が必要になります。（WEB入力→書類提出）

○必要書類の詳細は4頁以降を参照してください。

【前期申請時に一括申請をした方】

○前期申請内容からの変更の確認が必要になります。（WEB入力→書類提出）

○必要書類の詳細は7頁以降を参照してください。

※必要書類はホームページからダウンロードしてください。

→<https://www.tokushima-u.ac.jp/campus/scholarship/>

3. 申請にあたっての注意事項

授業料免除に申請する前に、下記注意事項を確認のうえ、チェックをしてください。

チェック	注 意 事 項
☐	休学中の者は免除の対象とはなりません。 休学中の方（休学を予定している方）、退学を予定している方は申請できません。今年10月から復学する方は申請可能です。申請後に休学・退学が決まった場合は、速やかに 授業料免除担当 窓口に申し出てください。
☐	留年中の者、標準修業年限を超えた者は原則として免除の対象とはなりません。 病気や留学等が理由の場合は、対象となることがありますので、ご相談ください。
☐	問い合わせは、申請者（学生）本人がメールをするか、直接窓口にお越し下さい。 電話でのお問い合わせは、行き違い等の理由で間違いの原因となるため、ご遠慮願います。
☐	申請書類はいかなる理由があっても返却しません。大学側でコピーをとることもできません。 源泉徴収票等、コピーでの提出が可能なものはコピーを提出してください。
☐	免除の可否が決定するまでは、授業料を納付しないでください。 すでに授業料を納付している者は授業料免除に申請できません。授業料免除申請者は、免除の可否が決定するまで、自動的に口座からの引き落としは止まります。
☐	免除の結果は前回と異なる場合があります。 授業料免除は予算の範囲内で行います。申請者の数や予算の額によっては、全額免除基準を満たしていたとしても全額免除にならない等、免除額が前回と異なる可能性があります。
☐	必ず連絡がとれるようにしてください。 申請書類について、大学側から申請者（学生）本人へ電話又は教務システムのメッセージから連絡することがあります。連絡がつかない場合、選考から除外することがあります。

4. 対象者

学部学生の授業料免除については、2020年度より日本学生支援機構の『高等教育修学支援新制度（授業料減免+給付型奨学金）』（以下新制度という）へ移行となりましたが、2021年度までに入学し、新制度の対象外となる学生や、免除額が減少する学生を対象に、従来の授業料免除（以下経過措置という。）を実施します。

【授業料免除経過措置対象者】

- （１）経済的理由により、授業料の納付が困難であり、かつ、学業が優秀と認められる者
- （２）今年4月以降において、学資負担者が死亡し、又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、授業料の納付期限までに納付が困難であると認められる者
- （３）その他やむを得ない事情があると認められた者

2019年度以前の入学者

上記（１）～（３）のいずれかに該当し、下記のいずれかを満たしている者。

■ 新制度対象外の者

- ・ 高校卒業後、本学に入学するまでの期間が3年以上経過している者。
- ・ 日本国籍を有していない者。（私費外国人留学生や、在留資格が家族滞在等）
- ・ 新制度の収入基準に該当しない者。
- ・ 資産基準を超過している者。

■ 新制度の支援額が従来の授業料免除の結果と比較すると減額となる者

2020年度・2021年度の入学者

上記（１）～（３）のいずれかに該当し、下記のいずれかを満たしている者。

■ 新制度対象外の者

- ・ 高校卒業後、本学に入学するまでの期間が3年以上経過している者。
- ・ 日本国籍を有していない者。（私費外国人留学生や、在留資格が家族滞在等）

5. 選考方法

原則として、「**学力基準**」・「**家計基準**」を両方満たす者のうち、予算の範囲内で免除額を決定します。免除額は、2019年度以前の入学者は全額又は半額免除、2020・2021年度の入学者は1/3免除を上限に決定します。

※ 免除結果は前回と異なる場合があります ※

予算の範囲内で免除額を決定するため、申請人数等によっては免除結果が変わることがあります。必ずしも前回の免除結果と同じになるとは限りませんので、注意してください。

6. 免除者の決定時期

免除の決定は、12月中旬頃を予定しています。

授業料免除の結果が決定した後、掲示板・教務システムのお知らせ等から通知しますので、個別の問い合わせ等はご遠慮ください。

7. 申請書類について

授業料免除に申請する前に、下記注意事項を確認のうえ、チェックをしてください。

チェック	注 意 事 項
☐	書類は全てボールペンで記入してください。 書類は必ず黒又は青のボールペンで記入してください。鉛筆書きの場合は受付できません。消えるペンは使用しないでください。下書きで使用した鉛筆等は消してください。
☐	申請書類は原本を提出してください。 源泉徴収票等、コピーを提出するもの以外は原本を提出してください。
☐	書類はA4サイズで提出してください。 申請書類はA4サイズ用の紙に印刷をして使用してください。源泉徴収票等、コピーを提出するものはA4サイズの用紙にコピーしてください。ただし、住民票や診断書等、原本がA4サイズ以外で発行された場合は、A4サイズの紙に貼付をして、提出してください。
☐	申請する際は申請者自身（学生自身）が申請内容について説明できるようにしてください。 家計状況や収入について、大学側から確認をすることがあります。学生自身が家計状況等を把握しておいてください。

【表1】・【表2】を参考に、申請書類を準備してください。書類に記入する学校名・学年等は、**10月1日時点の学年を記入してください**。詳しい記入の仕方は、記入例を参考にしてください。

下記以外の書類を、追加で提出を求めています。ご注意ください。

【後期新たに申請する方】

【表1】：申請者全員が提出してください。

必要書類名	注意事項等
本人調書	教務システムから授業料免除の申請を入力、確定後、出力してください。
免除申請理由区分票	シミュレーション結果や在留カードのコピーなど、別途提出が必要な書類がある場合は、本区分票と一緒に提出してください。
授業料免除申請書	・ 本人欄・保証人欄の署名は、必ず本人・保証人それぞれが自筆で署名してください。 本人の住所欄は、現住所を記入してください。 ・ 「免除を受けたい理由」は、申請者本人が詳細（次のア～キに該当する場合は（下線を引いた内容は必ず記入）を記入してください（スペースが足りない場合はレポート用紙等に記入可）。ローンの返済等による経済困難は理由になりません。 ア. 母子・父子世帯・・・母子・父子世帯となった時期とその理由（死別によるものか、離別によるものか等）及び状況 イ. 障がい者のいる世帯・・・障がい者になった時期と程度及び状況 ウ. 長期療養者のいる世帯・・・長期療養者の病名と期間及び現状 エ. 学資負担者別居の世帯・・・別居の理由とその時期及び現状 オ. 学資負担者死亡の世帯・・・死亡日時及び現状 カ. 学資負担者が退職・失職した場合・・・失職等年月日と理由及び現状 キ. 火災・風水害・盗難等の被害を受けた世帯・・・被害を受けた状態と時期及び現状

所得・課税証明書（原本）	・申請日より3ヶ月前以内に発行されたものを提出してください。 ・同一生計の家族全員分（中学生以下は不要）の所得・課税証明書（申請日時点で最新のもの）を提出してください。
収入に関する証明書類	・源泉徴収票・確定申告書（本人控）・無職無収入の申立書等、収入に関する証明書類を提出してください。（確定申告等の証明書類が間に合わない場合は、発行され次第速やかに提出してください。） ・詳細は「収入に関する証明書類について(ホームページ上の申請様式について下部)」を確認してください。
給付奨学金受給状況申立書	・給付奨学金の受給の有無にかかわらず、全員提出してください。 ・給付予定の奨学金についても記入してください。 ・2種類以上の給付型奨学金を受給（予定）中の場合は、空いているスペースに記入するか、本申立書を複数枚使用してください。

【表2】：該当者のみ提出してください。

該当者	必要書類名	注意事項等
就学者の兄弟姉妹がいる場合 予備校生の兄弟姉妹がいる場合	学生証のコピー（両面）又は 在学証明書	10月1日時点で、自宅外通学（寮など）の高校生、大学生（短大含む）・専門学校生・高等専門学校生等、就学者に該当する兄弟姉妹がいる場合は、全員分提出してください。就学者には含みませんが、予備校生がいる場合も学生証のコピー等を提出してください。学生証の場合、有効期限が分かるように両面をA4サイズの下紙にコピーしてください。
学資負担者死亡の世帯	死亡が確認できる書類	今年4月以降に学資負担者が死亡した場合、住民票（原本）や死亡診断書（コピー）など、死亡日が確認できるものを証明書類として提出してください。
障がい者のいる世帯	障がい者手帳のコピー又は 療育手帳のコピー	A4サイズの下紙にコピー して提出してください。
災害等の被害を受けた場合	罹災状況調査書	今年4月以降に火災・風水害等の被害を受けた場合は、被害年月日や被害状況等について、市区町村で証明を受けてください。
	証拠書類	罹災状況調査書の内容に関する証拠書類として、家屋等補償見積書・保険金や損害賠償金等の支払証明書などを提出してください。

母子父子世帯	母子・父子世帯申立書	母子父子世帯として該当する場合のみ提出してください。次の①～⑥の世帯構成の場合、母子父子世帯に該当します。 ①母又は父と<u>18歳未満の子</u>^{※1}の世帯 ②母又は父と<u>18歳未満の子</u>^{※1}及び60歳以上で<u>経済力のない</u>^{※2}祖父母の世帯 ③<u>18歳未満の子</u>^{※1}の世帯 ④祖父母と<u>18歳未満の子</u>^{※1}の世帯 ⑤配偶者のいない兄弟と<u>18歳未満の子</u>^{※1}の世帯 ⑥配偶者のいない兄弟と<u>18歳未満の子</u>^{※1}及び60歳以上で<u>経済力のない</u>^{※2}祖父母の世帯 ※1…「18歳未満の子」には、「18歳以上の就学者（申請者本人を含む）」・「長期に療養を要する又は心身に障がいがある等により経済力のない者」を含みます。 ※2…「経済力のない」には、「前年の所得金額が50万円以下」の者が該当します。
	「世帯全員」の記載がある 住民票（原本）	申請日より3ヶ月前以内に発行されたものを提出してください。
長期療養者のいる世帯	長期療養者の医療費申立書	長期療養者として申し立てる場合、提出してください。長期療養者とは、申請日時点で6ヶ月以上療養をしている場合が該当します。申請日時点ですでに治療が終わっているものは除きます。
	診断書（原本）	申請日より3ヶ月前以内に発行されたものを提出してください。
	領収書（コピー）	A4サイズの用紙にコピーし、提出してください。申請日時点より過去1年間に支払った医療費の領収書を提出可能な分だけ提出してください。診断書と関連のない領収書は算定の対象とはなりません。領収書がないものも算定の対象とはなりません。
主たる家計支持者が別居の世帯	家計支持者別居に伴う 支払申立書	父又は母が、 <u>単身赴任のために別居している場合のみ</u> 申し立てが可能です。学生が親元を離れて一人暮らししているだけの場合や、両親の不仲等、 <u>単身赴任ではない理由での別居は含みません</u> 。
	給与明細（コピー）	直近1ヶ月分の給与明細を、A4サイズの用紙にコピーし、提出してください。
	住居費・光熱水道費が 分かる領収書等（コピー）	・住居費⇒契約書のコピー（家賃や単身赴任先の住所が分かるもの） ・電気/ガス/水道料⇒領収書のコピー（1年分）口座から引き落としされている場合は、通帳のコピー（1年分） ・A4サイズの用紙にコピーして提出してください。
世帯の収入が 100万円以下の場合	1ヶ月の生計報告書	世帯収入（自営業等の場合は所得）の合計額が100万円以下の場合、提出してください。
給付奨学金を受給している場合	受給額・受給期間が分かるもの	・給付奨学金を受給している場合、証明書類として受給額・受給期間が明記されている決定通知書のコピーなどの証明書を提出してください。 ・日本学生支援機構の給付奨学金の場合は、スカラネット・パーソナルにログインし、給付奨学金の「詳細情報」の画面をコピーしたものを提出してください。 ・A4サイズの用紙にコピーしてください。

私費外国人留学生	経済状況申告書	収入支出状況について記入してください。
	意見書	担当指導教員に記入を依頼し、封筒に厳封してもらったものを預かり、提出してください。 ※封筒は申請者自身が用意し、封筒の表面に学生番号と氏名を記入し、指導担当教員に様式及び見本をお渡しください。

【前期申請時に一括申請した方】

前期後期 一括申請者	右欄に記載の提出書類	【提出書類】 《全員》 ①本人調書 ②授業料免除に関するチェックリスト ③最新の所得・課税証明書（原本） ④免除申請理由区分票 《該当者のみ》 ⑤変更があったものについての確認書類 ※その他チェックリスト裏面(2枚目)に記載
---------------	------------	---

8. 許可の取消

- (1) 授業料の免除を許可された者で、許可の期間の途中にその理由が消滅したときは、その許可を取り消します。
- (2) 授業料の免除を許可された者で、許可の決定後に当該申請書類の記載内容に虚偽の事実が判明したときは、その許可を取り消します。

9. 個人情報の取扱いについて

授業料免除申請に係る個人情報は、授業料免除業務のために使用し、その他の目的には使用しません。

10. 授業料免除に関するQ&A

	質問	回答
1	兄弟姉妹が4月から進学します。在学証明書（学生証のコピー）の提出が、前期申請時に間に合いません。どうしたら良いですか。	申請時にその旨を担当者へ伝えてください。4月以降、在学証明書や学生証が発行され次第、授業料免除（経過措置）担当窓口へ提出してください。
2	授業料免除（経過措置）の申請書類に記入する家族状況等は、いつ時点のものを記入すれば良いですか。	前期申請分は「4月1日」時点、後期申請分は「10月1日」時点の情報を記入してください。

3	兄弟姉妹が4月から進学を予定していますが、前期申請時点では進学先が決定していません。どうしたら良いですか。	進学先が未定の場合は、進学予定の学校等を入力してください。申請時に進学予定であり、正式には決定していない旨を担当者へ伝えてください。最終的な進学先が変わった場合は、必ず授業料免除担当窓口へ報告してください。
4	予備校生・浪人生の兄弟姉妹がいます。就学者となりますか。	予備校生・浪人生は就学者には該当しませんので、WEB申請で家族情報を入力する際に、アルバイト等をしている方は有職者を選択し、していない方は無職者を選択し、「 無職・無収入の申立書 」を提出してください。様式は大学ホームページに掲載しています。 ※予備校生の場合は、就学者には該当ませんが、在学証明書または学生証のコピーを提出してください。
5	アルバイトをしています。給料が手渡しであり、給与明細も受け取っていません。源泉徴収票も発行してもらえませんでした。収入を証明する書類として何を提出すれば良いですか。	「 アルバイト収入支払（見込）証明書 」を、事業主の方に証明してもらってください。様式は大学ホームページに掲載しています。
6	源泉徴収票を提出すれば、所得課税証明書は提出しなくても良いですか。	高校生以上の家族の所得課税証明書の提出は必須です。源泉徴収票だけの提出では書類不足となります。
7	3月に確定申告をする予定です。前期申請受付時に確定申告書（控）のコピーが提出できません。どうすれば良いですか。	前期申請受付時に、担当者にその旨を伝えてください。そのうえで、申告後に確定申告書（控）のコピーを必ず提出してください。 提出が間に合わない確定申告書（控）のコピー以外の書類は、前期申請受付時に提出してください。
8	求職中の家族がいます。一括申請は可能ですか。 （一括申請は前期申請時のみ）	前期と後期で申請内容（家計状況・家族状況・就学状況等）が変わる見込みがある場合は、前期分のみで申請し、後期分は後期申請期間中に改めて申請してください。
9	前期後期一括申請をしましたが、その後、家族状況が変わりました。どうすれば良いですか。	後期申請期間中に、前期申請時からの変更事由の有無を確認します。変更を証明する書類を準備のうえ、変更の申請をしてください。

11. 授業料免除担当窓口について

	常 三 島 地 区 (総合科学部・理工学部・生物資源産業学部)	蔵 本 地 区 (医学部・歯学部・薬学部)
担当窓口	学務部学生支援課経済支援係 (常三島キャンパス教養教育4号館1階)	蔵本事務部医学部学務課学生係 (蔵本キャンパス医学部基礎A棟1階)
電話番号	088-656-7096	088-633-7030、7982
Eメール	kyseikatuk@tokushima-u.ac.jp	isygakusei@tokushima-u.ac.jp